

市民無料法律相談(2月分)

予オンラインまたは電話

※予オンラインでの予約が
簡単→



相談日の1週間前の午前0時からオンラインによる予約受付が可能!!

※予電話受付の場合は、相談日の1週間前(休日のときは翌開庁日)9:00から

祝日、休日の受付・相談はありません。

秘密厳守・無料

同一内容の相談は原則1回

場市役所1階市民相談室101・102

問魅力創造発信課

TEL06-6992-1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

▼弁護士※予(1人30分・先着14人)

毎週木曜日13:00~16:30

▼司法書士※予(1人30分・先着8人)

第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・贈与などの登記

▼司法書士※予(1人30分・先着4人)

第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続・所得・贈与税など

▼税理士※予(1人30分・先着6人)

第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など

▼行政書士※予(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など

▼宅地建物取引士※予

(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

▼行政相談委員 予前日までに

第4火曜日10:00~12:00

備相談員が親身に市民の相談をお受けします。

不動産を売買したとき
固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)という現在に、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人に課税されます。従って、1月2日以降に売買などで所有権を移転した場合も、1月1日現在の所有者が納税義務者です(建物を取り壊された場合も同様)。不動産の売買契約の際に、固定資産税の一部を買主が負担する旨の契約を結ばれることがあります。これはあくまでもその売買契約に基づくもので、固定資産税の課税とは関係ありません。

このような契約に関連して、「固定資産税はいつからいつまでの税金なのか」という質問を受けることがありますが、固定資産税にはそういった規定はありません。

固定資産税・都市計画税

不動産を売買したとき

問課税課資産税担当
TEL06・6992・1474

軽自動車税(種別割)減免制度

身体障がい者手帳などを持っている人が所有または利用する車両は、一定の基準で軽自動車税(種別割)の減免を受けられる場合があります。申請時の必要書類などについては、問い合わせください。

注減免を受けるには、毎年度申請が必要になります。

令和5年度減免申請期間は、2月1日~5月31日(水)

減免申請後4月1日(土)までに他市へ転出した場合

4月1日(土)までに他市へ転出すると守口市での減免を受けることができないので、新住所地所管の市町村、近畿運輸局大阪運輸支局、軽自動車検査

お知らせ

門真税務署からのお知らせ

パソコンやスマートフォンで確定申告ができます。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用してください。

問e-tax作成コーナーヘルプデスク(TEL0570・01・5901) 全国一律市内通話料金

確定申告書の作成相談

注確定申告会場への入場は「入場整理券」が必要です。

「入場整理券」は会場で当日配布しますが、LINEを通してオンライン事前発行も可能です。

入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。

LINEアカウント名「国税庁」
LINEID[kokuzai]

来署の際はマスクの着用をお願いします(マスクを着用していない場合入場をお断りすることがあります)。

時2月16日(木)~3月15日(水)午前9時~午後5時(土・日・祝日除く)

注受け付けは午後4時まで。混雑状況により早めに受け付けを終了することがあります。

場守口門真商工会館門真市殿島6-4
注2月19日・26日(日)は開設しません。

▼会場内に筆記用具などは用意してないで、ボールペン、計算器具などを持参ください。

▼右記期間は門真税務署庁舎内に「申告書作成会場」は設けていません。

問門真税務署
TEL06・6909・0181

個人市民税・府民税の申告

個人市民税・府民税(以下「個人住民税」)の申告は、3月15日(水)までです。令和5年1月1日に守口市に居住している人は、個人住民税の申告が必要です。

ただし、税務署へ確定申告書を提出する人や勤務先で年末調整をした人(給与以外の所得がない場合は、個人住民税の申告は必要ありません)。

年金受給者は、確定申告や個人住民税の申告が必要となる場合がありますので、詳しくは問い合わせください。例えば、国民健康保険料を年金からの天引き以外に、別途、納付書で納付した場合、社会保険料控除の追加申告が必要となります。

また、令和4年中に無収入の人や、収入があっても個人住民税が非課税となる人は申告不要ですが、課税証明書が必要な場合には、個人住民税の申告書を提出してください。

個人住民税の申告の受け付けを次のとおり行います。郵送でも申告できま

すので、申告書に必要事項を記入の上、収入および所得控除を証明する資料を同封して、課税課市民税担当へ送付してください。

時2月3日(金)~3月15日(水) 午前9時~午後5時30分

備3月5日(日)は午前10時~午後3時 場市役所2階課税課で休日申告を行っています。

持個人住民税の申告書

▽収入を証明する書類(給与や公的年金などの源泉徴収票や、収入内訳書など)

▽所得控除を証明する書類(社会保険料の支払証明書や、生命保険料などの控除証明書、医療費の明細書など)

▽本人確認ができるもの

(①または②のうち2点の提示)

①顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート、身体がい害者手帳、学生証など)

②顔写真の無い身分証明書(保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書)

注昨年個人住民税の申告をしている人に、2月初旬頃に申告書を送付します。新たに個人住民税の申告書が必要な人は、課税課市民税担当へ連絡してください。

なお、所得税の確定申告や還付申告は、市役所では受け付けできません。

問課税課市民税担当
TEL06・6992・1456

給与支払報告書などの提出はお済みですか

地方税法で提出が義務付けられている「給与支払報告書」の提出期限は1月31日(火)です。

まだ提出していない事業所は、至急、受給者の住所地の市区町村へ提出してください。

問課税課市民税担当
TEL06・6992・1456



おはなし劇場

内パネルシアター「うれしいひなまつり」他
時2月17日(金)10:30~11:15
場中部エリアコミュニティセンター多目的室
対乳幼児と保護者
講朗読ボランティアこまどり
定先着20組 申当日受け付け
問生涯学習・スポーツ振興課
TEL06-6995-3158

車種	原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	軽自動車(軽三輪・軽四輪)	軽二輪(126~250cc) 二輪の小型自動車(251cc以上)
問い合わせ先	課税課・税政担当 TEL06-6992-1458	軽自動車検査協会 大阪主管事務所・高槻支所 高槻市大塚町4-20-1 TEL050-3816-1841	近畿運輸局 大阪運輸支局 寝屋川市高宮栄町12-1 TEL050-5540-2058
必要なもの	▽ナンバープレート ▽原動機付自転車申告済証 ▽本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)	上記へ問い合わせください。	